

式会社の合併における債権者保護手続と同じ取扱いをすることとするものである。

なお、本部会の議論においては、株式会社における分割会社がする債権者保護手続について、本試案の第三についての補足説明における丙の考え方を探るのであればB案が妥当であるが、乙の考え方を探るのであればA案が妥当であるとの意見もあつた。

3 1の定めの設定は、2の一定の日において効力を生ずるものとする。

4 第二百十六条の規定は、2の場合に準用するものとする。この場合において、同条第一項中「新株券ヲ交付スルコト」とあるのは、「其ノ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルコト」とするものとする。

注1 株式の譲渡について取締役会の承認を要しない会社は、その株主に対し、振替制度の利用の機会を保障するのなければならない。1の定めをすることはできない。

注2 会社が数種の株式を発行している場合において、一部の種類の株式に係る株券についてのみ1の定めができること

とするかどうかについては、その必要性も含めて、なお検討する。

△抜粋▽

第六 株券の不発行制度

株式関係

一 株券の不発行の定め

- 1 会社は、定款で、株券を発行しない旨を定めることができるものとする。
- 2 1の定めをするために定款の変更の決議をした場合において

注3 新株引受権証書及び新株引受権証券の不発行制度を設けるかどうかについては、なお検討する。

二 株式の譲渡方法及び名義書換

1 株式を譲渡するには、株券を交付しなければならないものとする。ただし、一の1の定めがある会社の株式については、この限りでないものとする。

2 一の1の定めがある会社の株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ、会社のほか、その他の第三者にも対抗することができないものとする。

3 一の1の定めがある会社の株式についての株主名簿の名義の書換は、次のいずれかの場合でなければ、することができないものとする。

(一) 株主名簿に株主として記載された者と取得者が共同して請求したとき。

(二) 取得者が、株主名簿に株主として記載された者からの当該株式の取得を証する判決、判決と同一の効力を有するもの又は公正証書を添付して請求したとき。

(三) 当該株式の取得原因が相続である場合において、取得者が、相続を証する市町村長若しくは区長の書面又はこれを証するに足るべき書面を添付して請求したとき。

(四) 当該株式の取得原因が合併である場合において、取得者が当該事実を証する登記簿の謄本又は抄本を添付して請求したとき。

4 第二百二十四条の規定は、一の1の定めがある会社の株式に

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

については、3の規定により株主名簿の名義の書換をした場合に限り、適用するものとする。

注4 株券がなくても、振替制度の利用を可能にし、また、同

制度からの離脱を可能とするため、所要の立法措置を講

ずるものとする。

三 株券不発行の場合の売渡請求等の特例

1 一の1の定めをした会社の株主が、第二百四条ノ三第一項の請求を受けたときは、同条第四項の規定にかかわらず、一週以内に同条第一項の請求をした者に譲渡する旨をその者及び会社に通知しなければならないものとする。この場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ」とあるのは、「三の1の通知が三の1の期間内に」とする。

2 会社が1の通知を受けたときは、二の3の規定にかかわらず、第二百四条ノ三第一項の請求をした者の氏名及び住所を記載しなければならない。

四 株券の不発行の定めに伴う所要の手当

1 株券発行前の株式の譲渡

株券の発行前にした株式の譲渡は会社に対しその効力を生じないものとする。ただし、一の1の定めをした会社の株式につ

いては、この限りでないものとする。

2 登録質

第二百九条第一項の質権者は、会社に対し第二百八条の株主の受けるべき株券の引渡しを請求することができる。ただし、一の1の定めをした会社に株式については、この限りでないものとする。

3 転換株式の転換請求

一の1の定めをした会社の株式の転換を請求する場合においては、株券を添付することを要しないものとする。

4 名簿閉鎖期間の設定

一の1の定めをした会社は、第二百二十四条ノ三第一項の期間を定めることはできないものとする。

5 反対株主の買取請求

一の1の定めをしていない会社の株式の代金の支払は、株券と引換えにしなければならないものとする。株式の移転は代金の支払の時にその効力を生じるものとする。

6 各種公告制度の適用除外等

(一) 一の1の定めをした会社は、株式併合の際の公告（第二百十五条第一項）及び完全子会社となる場合の公告（第三百五十九条、第三百六十八条）をすることを要しないものとする。
(二) 一の1の定めをした会社は、株式分割の際の公告（第二百十九条第一項）、株主割当の際の公告（第二百八十条ノ四第

第一十四 会社関係書類の電子化

一 商法、担保附社債信託法、有限会社法及び商法特例法の規定により合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社が作成すべきものとされる書類は、一定のものを除き、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作

注5 株券不発行の場合の登録質の設定方法については、株式の譲渡方法と同様のものとする方向で、なお検討する。

注6 全会社について名簿閉鎖期間の制度を廃止するかどうかについては、なお検討する。

成をもつて当該書類の作成に代えることができるものとする。

二 一に掲げる法律の規定により会社が保存し、又は備え置くべきものとする書類が最初の記録段階から一貫して電磁的記録により作成され、当該書類の作成に代えられた場合にあつては、当該電磁的記録の保存又は備え置きをもつて当該書類の保存又は備え置きに代えることができるものとする。この場合において、当該書類を保存し、又は備え置くべき義務を有する者は、当該電磁的記録に係る記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならないものとする。

三 一の場合において、当該書類について閲覧若しくは謄写を求め、又は謄本若しくは抄本の交付を請求することができる者は、当該電磁的記録を保存し、又は備え置くべき義務を有する者に対し、当該電磁的記録を相当の期間内に明確かつ容易に読むことができる書面に出力することを請求することができるものとする。

四 一および二の規定に係る電磁的記録に対する商法、破産法、民事再生法及び会社更生法の規定の適用については、当該電磁的記録を当該規定に規定する書面とみなして、又は当該電磁的記録への記録を当該書面への記載とみなして、当該規定を適用するものとする。

五 一に掲げる法律の規定により署名すべきものとされている

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

文書について、一の規定により電磁的記録を作成する場合には、電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項の電子署名をもつて署名に代えることができるものとする。

注1 一における電磁的記録の作成の認められない書類としては、株券、債券等を規定するものとする。

注2 電子署名には実用化されていないものを含め多様な方法が存在するため、確認が容易な一定の範囲の方法に限定することとするかについては、なお検討する。

第二十五 株式会社の公告の電子化等

一 電磁的方法による公告

1 株式会社（以下第二十五において「会社」という。）は、第一百六十六条第四項の規定にかかわらず、電気通信回線を使用して電磁的記録に記録することができる情報を送信する方法（以下「電磁的方法」という。）によるもので法務省令で定めるものにより公告することができるものとする。

2 会社は、第三百七十四条ノ二十第一項ただし書又は第四百十一条第一項ただし書の規定にかかわらず、第三百七十四条ノ二十第一項本文又は第四百十二条第一項本文の公告を官報のほかに公告をする方法として定款に定める電磁的方法によりしたときは、第三百七十四条ノ二十第一項本文又は第四百十二条第一項本文に規定する知っている債権者に対する催告は、すること

を要しないものとする。

注1 法務省令で定める公告の具体的方法としていかなる限定を加えるかについては、なお検討する。

注2 電磁的方法による公告を加えることを検討する際における情報格差の問題への配慮については、なお検討する。

二 会社から株主又は端株主に対してする通知又は催告の電子化

1 商法又は商法特例法の規定により会社から株主又は端株主に対してする通知又は催告は、株主又は端株主の同意を得た場合には、電磁的方法によってことができるもとする。

2 1の株主又は端株主の同意を得た会社についての第二百四条ノ一、第二百六条、第二百十条ノ二、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十四条ノ一、第二百三十条ノ二、第二百三十二条、第二百三十二条ノ二、第二百四十五条、第二百八十八条ノ一、第二百八十三条、第三百四十二条、第三百五十三条、第三百七十四条、第三百七十四条ノ十七、第三百七十五条及び第四百八条並びに商法特例法第二十一条の二及び第二十一条の三の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

注3 会社から株主又は端株主に対してする通知について電磁的方法によることをも採用することとした場合に、これをいかなる方法で株主又は端株主に周知せしめるかについて

は、なお検討する。

注4 定時総会の招集通知には計算書類や監査報告書の謄本を添付することを要することとされているところ、会社から株主に対してする通知又は催告について電磁的方法を採用することとした場合に、添付ファイルとして送信するのみでなく、招集通知のメールにこれらの書類が見られるサイトのアドレスを記載するという取扱いを認めることとするかについては、なお検討する。

三 株主から取締役又は会社に対してする請求又は通知の電子化

1 商法又は商法特例法の規定による会社から受ける通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した株主は、第二百四条ノ二第一項、第二百十条ノ二第九項、第二百三十二条ノ二、第二百三十七条第一項、第二百三十七条ノ三第二項、第二百三十九条ノ二第一項、第二百四十五条ノ二、第二百四十五条ノ五第三項、第二百五十六条ノ三第一項、第二百六十七条第一項、第二百九十三条ノ二第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項、第三百七十四条ノ二十三第五項、第四百八条ノ三第三第一項、第三百七十四条ノ六第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項、第三百五十八条第五項、第三百七十四条ノ一項及び第四百十三条ノ三第五項の請求又は通知を電磁的方法によつてすることができるものとする。

2 1の株主についての1に掲げる規定（第二百五十六条ノ三第一項及び第二百九十三条ノ六第一項を除く。）並びに第二百四十五条ノ三第一項、第二百四十五条ノ五第四項、第二百五十六条ノ三第二項及び第六項、第二百九十三条ノ六第二項、第三百五十八条第六項、第三百七十四条ノ二十三第六項並びに第四百十三条ノ三第六項の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

四 電磁的方法による株主の代理人の代理権の証明

1 会社は、取締役会の決議をもつて、株主が代理権を証する電磁的記録を会社に提供することによって代理人に議決権を行使させることができるものとする。

2 1の取締役会の決議がされた会社についての第二百三十九条の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

五 株主総会に出席しない株主の電磁的方法による議決権の行使等

1 会社（商法特例法上の大会社であつて議決権を有する株主の数が千人以上の会社を除く。以下2から5までにおいて同じ。）は、取締役会の決議をもつて、株主総会に出席しない株主が、書面又は電磁的記録（以下5において「書面等」という。）によつて議決権を行使することができる旨を定めることができる

ものとする。

2 1の会社にあつては、株主総会の招集の通知を行ふときは、議決権を行使するための書面等及び議決権の行使について参考となるべき事項として法務省令で定めるものを記載し、又は記録した書類又は電磁的記録を法務省令で定める方法により提供しなければならないものとする。

3 書面等による議決権の行使は、前項の書面等に必要な事項を記載又は記録し、これを株主総会の会日の前日までに1の会社に提供して行うものとする。

4 書面等によって行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入するものとする。

5 四の2により読み替えて適用する第二百三十九条第五項及び第六項の規定は、3の規定により提供された書面等について準用するものとする。

6 1から5までの規定は、商法特例法上の大会社であつて議決権を有する株主の数が千人以上の会社に準用するものとする。この場合において、1から5までの規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

7 6の会社であつて1の取締役会の決議をしたものは、株主総会の招集の通知を行うときは、会社から受ける通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した株主に対しても、議決権を行使するための書面を提供することを要しないものと

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

九九（九九）

する。

注5 テレビ会議システムを利用した株主総会を認めることとするか等については、なお検討する。

六 会社等から債権者に対してする通知又は催告の電子化

1 商法の規定により会社、社債管理会社又は第三百三十四条第一項の決議を執行する者から債権者に対してする通知又は催告は、債権者の同意を得た場合には、電磁的方法によることができるものとする。

2 1の債権者の同意を得た会社についての第三百一条、第三百七条及び第三百十七条の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

八 電磁的方法による社債権者の議決権の行使

1 六の1の会社にあつては、社債権者集会に出席しない社債権者は、電磁的方法により議決権を行使することができるものとする。

2 1の規定により議決権を行使するには、電磁的記録に必要な事項を記録し、これを社債権者集会の会日の前日までにその招集者に提供しなければならないものとする。

3 1の規定により行使された議決権の数は、出席した社債権者の議決権の数に算入するものとする。

第二十六 有限会社の公告の電子化等

一 公告の電子化

七 債権者から会社等に対してする請求の電子化
会社又は社債管理会社から債権者に対してする通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した債権者は、第三百二十条第三項の請求を電磁的方法によつてすることができるものとする。

注6 会社が債権者に対する通知について、電磁的方法によることをも採用することとした場合に、これをいかなる方法で債権者に周知せしめるかについては、なお検討する。

とする。

有限公司（以下第二十六において「会社」という。）は、有限公司法第六十三条第三項又は第六十三条ノ九第四項の規定にかかわらず、同法第六十三条第一項において準用する商法第四百十二条第一項又は有限公司法第六十三条ノ九第四項において準用する商法第三百七十四条ノ二十一第一項の公告をする方法として電磁的方法によるもので法務省令で定めるものによりする旨の定款の定めを設けたときは、その規定は本店の所在地においては二週間、支店の所在地においては三週間内に登記しなければならないものとする。

同意したときは、電磁的記録による決議があつたものとみなすものとする。

二 会社から社員に対してする通知又は催告の電子化

1 有限会社法の規定により会社から社員に対してする通知又は催告は、社員の同意を得た場合には電磁的方法によつてすることができるものとする。

2 1の社員の同意を得た会社についての有限会社法第二十条、第二十八条、第四十条及び第六十七条の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

三 社員から取締役又は会社に対してする請求又は通知の電子化

1 会社から受ける通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した社員は、有限会社法第十九条第三項、第三十一

条第一項、第三十七条规定第一項及び第六十四条ノ二第一項の請求又は通知を、電磁的方法によつてすることができるものとする。
2 1の社員の同意を得た会社についての1に掲げる規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

四 電磁的方法による決議

1 総会の決議をすべき場合において総社員の同意があるときは、有限会社法第四十二条第一項の規定にかかわらず、電磁的記録による決議をすることができるものとする。
2 決議の目的である事項について総社員が電磁的記録をもつて

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

五 電磁的方法による社員の代理人の代理権の証明等

1 総会に關する規定は、電磁的記録による決議に準用するものとする。

六 会社等から債権者に対する通知又は催告の電子化等

1 有限会社法の規定により会社から債権者に対する通知又は催告は、債権者の同意を得た場合には電磁的方法によることができるものとする。

注1 5の規定のほかに四の規定を設ける必要があるかについては、なお検討する。